

停止 30 日（罰則のある違反行為は罰条をもって記載）

| | |
|----|---|
| 44 | 許可の条件違反 （第 7 条の 3 第 3 号、第 9 条の 2 第 1 項第 4 号、第 14 条の 3 第 3 号（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 15 条の 2 の 7 第 4 号） |
| 45 | 保管届出義務違反 （第 29 条第 1 号（第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）） |
| 46 | 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 27 条の 2 第 1 号） |
| 47 | 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 27 条の 2 第 2 号） |
| 48 | 管理票回付義務違反（第 27 条の 2 第 3 号） |
| 49 | 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 27 条の 2 第 4 号） |
| 50 | 管理票・同写し保存義務違反（第 27 条の 2 第 5 号） |
| 51 | 引受禁止違反（第 27 条の 2 第 7 号） |
| 52 | 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第 27 条の 2 第 8 号） |
| 53 | 電子管理票虚偽登録（第 27 条の 2 第 9 号） |
| 54 | 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第 27 条の 2 第 10 号） |
| 55 | 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第 29 条第 4 号） |
| 56 | 処理困難通知保存義務違反（第 29 条第 5 号） |
| 57 | 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第 29 条第 6 号） |
| 58 | 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第 30 条第 1 号） |
| 59 | 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出 （第 30 条第 2 号） |
| 60 | 定期検査拒否・妨害・忌避（第 30 条第 3 号） |
| 61 | 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（第 30 条第 4 号） |
| 62 | 処理責任者等設置義務違反（第 30 条第 5 号） |
| 63 | 報告拒否、虚偽報告（第 30 条第 7 号） |
| 64 | 立入検査拒否・妨害・忌避（第 30 条第 8 号） |
| 65 | 技術管理者設置義務違反（第 30 条第 9 号） |

停止 10 日

| | |
|----|------------------|
| 66 | 前各号に定めるもの以外の違反行為 |
|----|------------------|

許可取消し（罰則のある違反行為は罰条をもって記載）

| | |
|----|--|
| 1 | 欠格要件該当 （第7条第5項第4号イからル、第7条第10項第4号、第8条の2第1項第4号、第14条第5項第2号イからへ、第14条第10項第2号、第14条の4第5項第2号、第14条の4第10項第2号及び第15条の2第1項第4号） |
| 2 | 第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号 （「情状が特に重い場合」に相当） |
| 3 | 無許可営業（第25条第1項第1号） |
| 4 | 不正手段による営業許可取得（第25条第1項第2号） |
| 5 | 無許可事業範囲変更（第25条第1項第3号） |
| 6 | 不正手段による事業範囲変更許可取得（第25条第1項第4号） |
| 7 | 事業停止命令違反・措置命令違反（第25条第1項第5号） |
| 8 | 委託基準違反（第25条第1項第6号） |
| 9 | 名義貸しの禁止違反（第25条第1項第7号） |
| 10 | 施設無許可設置（第25条第1項第8号） |
| 11 | 不正手段による施設設置許可取得（第25条第1項第9号） |
| 12 | 施設無許可変更（第25条第1項第10号） |
| 13 | 不正手段による施設変更許可取得（第25条第1項第11号） |
| 14 | 無確認輸出（第25条第1項第12号） |
| 15 | 受託禁止違反（第25条第1項第13号） |
| 16 | 不法投棄（第25条第1項第14号） |
| 17 | 不法焼却（第25条第1項第15号） |
| 18 | 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第25条第1項第16号） |
| 19 | 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第25条第2項） |
| 20 | 委託基準違反、再委託禁止違反（第26条第1号） |
| 21 | 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（第26条第2号） |
| 22 | 施設無許可譲受け・無許可借受け（第26条第3号） |
| 23 | 無許可輸入（第26条第4号） |
| 24 | 輸入許可条件違反（第26条第5号） |
| 25 | 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第26条第6号） |
| 26 | 無確認輸出予備（第27条） |